

パートナーシップ宣誓制度説明会

資料 1

1 パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度（若しくはパートナーシップ制度）は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約束した婚姻に相当する関係の2者が、その関係を各自治体に宣誓し、各自治体はその宣誓を受けたことの証明書を発行する制度です。

婚姻制度に基づくものではなく、要綱等で定める自治体独自の制度であるため、法的な効力があるわけではありませんが、証明書を提示することで、企業や行政のサービス等が受けられる場合があります。（家族プランの適用、市営住宅への入居、福利厚生等）

2 先行導入自治体の制度

現在、全国で200以上の自治体が同様の制度を導入していますが、その内容は自治体ごとに少しずつ違いがあります。大きな違いとしては、以下のような点があります。

①パートナーシップの定義（対象者）

- ・どちらか一方もしくは双方が性的マイノリティのカップルが利用できる
例) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2者の関係
- ・SOGI（性的指向と性自認）に関わらず利用できる
例) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2者の関係

②居住に関する要件

- ・双方が市内在住（住民基本台帳登録者）であれば利用できる
- ・どちらか一方が市内在住（住民基本台帳登録者）であれば利用できる

③ファミリーシップ制度

- ・子どもを含めた関係性を宣誓できる

3 愛知県内の導入事例

10自治体が導入済み。(令和4年5月1日現在)

(西尾市、豊明市、豊橋市、豊田市、蒲郡市、岡崎市、新城市、高浜市、田原市、春日井市)

4 日進市パートナーシップ宣誓制度(概要案)

別紙のとおり

5 今後のスケジュール(予定)

本日の説明会でいただいた意見や要望は、制度の調査研究を進めるうえで参考にさせていただくほか、制度について諮問をしている日進市男女平等推進審議会へ情報提供させていただく予定です。

制度案の作成後は、パブリックコメントを実施する予定です。よろしければ、そちらでもご意見等いただきますようお願いします。

令和4年度パートナーシップ宣誓制度導入への動き(予定)

